

廃止・休止・再開届出について

介護保険法(第 75 条、第 82 条、第 115 条の 5)の定めるところにより、事業の廃止・休止・再開の際は、県知事に届け出なければなりません。各届出の提出にあたっては提出方法をご確認のうえ提出願います。

○廃止・休止・再開届出の提出方法

① 提出書類：様式第 4 号(第 5 条関係)廃止・休止・再開届出書

② 提出部数：1 部

※ただし、訪問看護事業所の場合は、**届出書 3 部+切手を貼った返信用封筒 1 部**をご提出ください。県の収受印を押したものを 1 部返信しますので、関東信越厚生局茨城事務所に提出してください。県提出分、保健所提出分と合わせて 3 部必要になります。

③ 提出期限：廃止・休止届・・・廃止・休止する日の 1 ヶ月前まで

再開届・・・再開した日から 10 日以内(ただし再開前に事前協議が必要です)

④ 提出先：茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査グループ

(郵送可) 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

○提出にあたっての注意点

*介護予防サービスの指定を受けている場合は、各様式のサービスの種類の欄に介護予防のサービスもあわせて記入してください。

*医療機関等で、みなし指定を受けている事業所についても、休止・廃止・再開の状態になった場合は、速やかに該当する届出を行ってください。

*当該事業所でサービスの提供を受けていた利用者がある場合は、届出書の欄に、対象者ごとに新たな事業所への移行状況を記入してください。枠が不足する場合は、別紙にて作成してください。

(<参考>平成 15 年 8 月 25 日付け介保第 1744 号「指定取消に伴う今後の申請等取扱いについて」(別紙 1))

休止届

休止予定期間の限度は 1 年間(休止予定期間が 1 年間を超える場合は、廃止届を指導します)です。また、指定の有効期限満了日が休止年月日から 1 年以内の場合は、指定有効期限満了日までとなります。
(休止中の事業所は、指定更新できません)

再開届

事業の再開にあたり、休止届を提出したときから人員等各種体制に変更がある場合は、「変更届」及び「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」も提出して下さい。
(再開にあたって、人員基準等の確認の必要があるため、事前協議を行います)

届出様式は、茨城県ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/jigyosha-3.html>

「茨城県のトップページ」→「茨城で暮らす」→「福祉・子育て」→「介護保険」→「事業者届出関係」→「事業者指定に係る規則・申請様式等」からもご覧になれます。

※ 制度改正等によりリンクが変更となる場合がありますので、ご注意願います。

介保第 1744 号
平成 15 年 8 月 25 日

介護保険事業者各位

茨城県保健福祉部長
(公印省略)

指定取消に伴う今後の申請等取扱いについて（通知）

介護保険制度については、平成 12 年 4 月 1 日の介護保険法施行以来、訪問介護等の事業を行う皆様の協力により、新たな社会保険制度の定着が進められてきたところです。

今般、8 月 12 日に介護事業者の指定取消という厳しい処分を行ったわけですが、退職した従業者を在職しているかのように装った今回の不正請求は、経営者としての責任を放棄した安易な行為であり、福祉サービスを行う法人として利用者の信頼を大きく損なわせる結果となりました。福祉サービスを提供する事業者・経営者には、社会的弱者を救済する気持ちや福祉経営に対する理念というものが必要であると考えております。

県としましては、二度とこのようなことがないよう厳正に対処するため、今後の指定申請及び変更届出等において下記書類の添付を義務付けますので、労務管理の徹底を図るとともに、書類提出及び実地指導の際には十分に注意願います。

記

- 人員基準である常勤従業者と事業者の雇用関係を明らかにする書類（雇用契約書、発令通知、雇用承諾書等）
- 常勤従業員変更届出の場合には、従業者の退職を確認できる書類（退職願等）
- 廃止・休止届出においては、現利用者のサービス継続を証する書類（一覧表）